

姉川の高水敷維持管理協定

第1条（目的）

本協定は、河川管理施設であり、地域の防災施設である河川の高水敷が良好に維持管理され、その機能が適正に維持されるよう、姉川の管理者である滋賀県知事嘉田由紀子（以下「甲」という。）と虎姫町大字大井区（以下「乙」という。）が必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（対象区域）

本協定の対象とする区域は、県が「平成18年度第63-6号姉川みすべみらい再生工事」他で伐採整備を行った、虎姫町大字大井区地先の姉川左岸の高水敷地で、別図に示す区域とする。（以下「区域」という。）

第3条（管理区分）

乙は、区域において、自生する竹木等の繁茂を抑えるため、竹木等の伐採や除草作業を行うとともに、散在性ゴミの収集処分を行い、良好な状況が出来るだけ長く保存できるように努めるものとする。ただし、河川の機能を維持する上で、甲が自ら管理すべきものと判断する場合は、この限りでない。

第4条（費用負担）

乙が行う維持管理に要する費用は、乙の負担とする。ただし、この協定は、乙が県の実施する補助金を請求することを妨げるものではない。

第5条（雑則）

この協定に定めのない事項、または疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、誠実に履行するものとする。

平成19年 4月 1日

甲 河川管理者
滋賀県知事
嘉田由紀子



乙 虎姫町大字大井区長



饗場 満

姉川平面図

（虎姫町大井地先）

